

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を変更後欄に掲げるもののように改める。

変更後

変更前

第2 周波数割当表

[1～7 略]

第2 周波数割当表

[1～7 同左]

周波数割当表

周波数割当表

[第1表 略]

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz～10000MHz

第2表 27.5MHz～10000MHz

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
108～117.975 J 43	航空無線航行	公共業務用	ILSローカライザ用、VOR用及びGBAS用とし、割当ては別表2-3による。
[略]	[略]	[略]	[略]

[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
108～117.975 J 43	航空無線航行	公共業務用	ILSローカライザ用及びVOR用とし、割当ては別表2-3による。
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[第3表 略]

[第3表 同左]

国内周波数分配の脚注

国内周波数分配の脚注

[J1～J295 略]

[J1～J295 同左]

[別表1-1～別表2-2 略]

[別表1-1～別表2-2 同左]

別表2-3 ACAS、航空用DME、タカン、VOR、ILS、MLS、ATCRBS及GBASの無線局の周波数表

[1～4 略]

5 GBASの無線局の周波数

108.025MHz以上117.95MHz以下の周波数のうち108.025MHz及び108.025MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの

別表2-3 ACAS、航空用DME、タカン、VOR、ILS、MLS及ATCRBSの無線局の周波数表

[1～4 同左]

[新設]

[別表3-1～別表11-3 略]

[別表3-1～別表11-3 同左]

国際周波数分配の脚注

国際周波数分配の脚注

[注略]

[注同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。